

平成26年決算審査特別委員会会議録（第3日目）

平成26年11月7日（金曜日）

午前10時00分開議

午後 2時15分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

質疑

一般会計歳出（10教育費～13予備費）

平成25年度各特別会計

平成25年度各企業会計

採決

認定第 1号 平成25年度士別市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2号 平成25年度士別市診療施設特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3号 平成25年度士別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 4号 平成25年度士別市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5号 平成25年度士別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6号 平成25年度士別市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7号 平成25年度士別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 8号 平成25年度士別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 9号 平成25年度士別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第10号 平成25年度士別市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第11号 平成25年度士別市水道事業会計決算認定について

認定第12号 平成25年度士別市病院事業会計決算認定について

閉議宣告

出席委員（17名）

委員 谷口隆徳君

委員 大西陽君

委員 渡辺英次君

委員 松ヶ平哲幸君

委員 遠山昭二君

副委員長 十河剛志君

委員 喜多武彦君

委員 村上緑一君

委員 谷守君

委員 岡崎治夫君

委員 山居忠彰君

委員 出合孝司君

委員 国忠崇史君
委員長 粥川章君
委員 丹正臣君

委員 井上久嗣君
委員 斉藤昇君

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長	鈴木久典君	市民部長	大崎良夫君
保健福祉部長	川村慶輔君	経済部長	林浩二君
建設水道部長	沼田浩光君	朝日総合支所長	佐々木勲君
市立病院事務局長	三好信之君	総務部次長兼企画課長	中峰寿彰君
市民部次長兼 税務課長	法邑和浩君	総務課長兼 市史編さん室 参事	鴻野弘志君
経済部次長兼 農業振興課長	金章君	建設水道部次長 兼技監	半沢勝君
市民課長	佐々木幸美君	兼土木管理課長	
市民課主幹	古川敬君	市民課主幹	岡田詔彦君

教育委員会 教育委員長	五十嵐紀子君	教育委員会 教育長	安川登志男君
教育委員会 生涯学習部長	菅井勉君	教育委員会 生涯学習部次長 兼学校教育課長	水田一彦君
教育委員会 生涯学習部次長	長南広基君	教育委員会合宿 の里推進室長兼 スポーツ課長兼	加納修君
教育委員会 社会教育課長	遠藤桂子君	総合体育館長兼 青少年会館長	
		教育委員会 学校給食 センター所長	上坊寺美智子君

教育委員会
博物館館長兼
公会堂展示館長

池田政幸君

教育委員会
社会教育課主幹

武山鉄也君

教育委員会
スポーツ課主幹

坂本英樹君

教育委員会
学校給食
センター主査

河口光輝君

教育委員会
地域教育課主査

黒沼淳一君

教育委員会
学校教育課主幹

須藤友章君

教育委員会東高
等学校事務長

伊藤佳子君

学校教育課主査

伊藤勉君

教育委員会
合宿の里推進室
スポーツ課主査

佐藤寛之君

農業委員会
事務局 長

小ヶ島清一君

監査委員 吉田博行君

監査委員 石川誠君
事務局 長

事務局出席者

議会事務局長 石川敏君

議会事務局 浅利知充君
総務課 長

議会事務局
総務課主査 前畑美香君

議会事務局
総務課主任主事 檜木孝士君

(午前10時00分開議)

○委員長(粥川 章君) おはようございます。

ただいまの出席委員は全員であります。

これより本日の委員会を開きます。

○委員長(粥川 章君) 本日の会議録署名委員は、第1日目に指名のとおりであります。

○委員長(粥川 章君) それでは、昨日に引き続き決算審査を行います。

第10款教育費の質疑を行います。

第1項教育総務費について御発言ございませんか。国忠崇史委員。

○委員(国忠崇史君) 私は、きょう最初に遠距離通学助成事業というものについて取り上げたいと思います。

これについては、去年の決算の成果報告書の66ページに記載がありますが、これは人数の訂正があったということなので、ちょっとそれについて先に説明いただきたいと思います。

○委員長(粥川 章君) 伊藤学校教育課主査。

○学校教育課主査(伊藤 勉君) お答えいたします。

今回の主要成果報告の人数修正の確認に誤りがございまして、人員につきまして小学校63人から89人に、中学校60人から52人に、計123人から141人に報告の修正を行ったところです。

以上です。

○委員長(粥川 章君) 国忠委員。

○委員(国忠崇史君) 今、成果報告書66ページの訂正をいただきました。

小学生が前年度は63人だったのが89人ということで、これはやはり武徳小学校、下士別小学校、中多寄小学校がなくなったということで26人増えたということ、そういう認識でよろしいですか。

○委員長(粥川 章君) 伊藤主査。

○学校教育課主査(伊藤 勉君) お答えいたします。

委員おっしゃるとおり平成24年度末で閉校いたしました下士別小学校、武徳小学校、中多寄小学校の校区に住む児童が統合先の士別小学校、多寄小学校へ通学することに伴う人数、費用の増加が主な増加の理由となっております。

以上です。

○委員長(粥川 章君) 国忠委員。

○委員(国忠崇史君) では、具体的にこの事業の内容について聞いていきたいと思います。

具体的な送迎体制なんですけれども、いろいろタクシーだとか貸し切りバスなんかを使って遠距離通学の生徒を送り迎えしているということだと思いますが、それは必ずおのおのの児童・生徒さんの自宅まで迎えに行くのかということについて、自宅まで迎えに行くとか、ある

いは停留所があるとかそういうことについて概要をお知らせください。

○委員長（粥川 章君） 伊藤主査。

○学校教育課主査（伊藤 勉君） お答えいたします。

24年度末で閉校した小学校の児童の送迎体制についてでございますが、中多寄地区の児童はハイヤーによる送迎を行っております。児童の自宅が広範囲にわたるため、区域を分けて2路線で運行をしております。下士別地区の児童は貸し切りバスによる送迎を行っております。武徳地区の児童はデマンドバスを利用して通学しております。

児童の乗降の場所についてですが、各地区の関係者と協議をする中で、できるだけ児童宅に近い場所で乗りおりができるようにしたいという要望があり、ハイヤー、バスとも自宅近くで乗りおりができるようにしております。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） なるべく自宅の近くまでということだと思うんですが、天気も悪天候の日もありますからわからないでもないんですけども、今、武徳についてデマンドバスというお話が出ましたけれども、デマンドバスって、私が今持っていますが、この士別軌道の伝統的な時刻表ですけれども、武徳線、武徳の7号発、7時半、士別小学校前7時55分、士別の駅前着が8時5分という武徳線のバスがあるんですけども、このバスのことですか。

○委員長（粥川 章君） 伊藤主査。

○学校教育課主査（伊藤 勉君） おっしゃるとおり、そのバスでございます。

○委員長（粥川 章君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） そうしたら、デマンドバスなので一応前日までに予約が必要と、土日・祝日全面運休は、これは学校は休みですからいいんですけども、前日までに予約が必要という建前になっていますよね。なので、これは学校を欠席する場合、風邪を引いたと、インフルエンザになったと、水疱瘡になったというふうに休む場合、一応前日までに連絡するということになるんですか。

○委員長（粥川 章君） 伊藤主査。

○学校教育課主査（伊藤 勉君） お答えいたします。

学校の登校日については、事前に通学をする者ということで予約を入れております。ただ、児童の体調ですとか急遽欠席をする、そういった場合がございます。その場合については保護者から学校と、それからバスの会社のほうに連絡をしていただいで対応している状況です。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） では、保護者から2カ所に連絡するということがいいですね。

それで、武徳の住民の一部の方からはちょっとお話が出ているんですけども、曜日によって老人クラブと相乗りになっている日があるということで、そのときに、どうも士別小学校へ

の到着が1時間目のぎりぎりになるということで、遅刻するわけではないから一見いいように見えますけれども、今、教育委員会とか学校って始業前にちょっと読書をしたり、読み聞かせをやったり、始業前活動というのをやっていますよね。その始業前活動をやっているときに武徳の子供が結局教室に済まなそうに入っていかなければいけないみたいな状況があるというやに聞いていますので、そこら辺が本当なのかどうかちょっとお聞きしたいんですけども、いいですか。

○委員長（粥川 章君） 伊藤主査。

○学校教育課主査（伊藤 勉君） お答えいたします。

武徳地区の児童の登校の状況、士別小学校とデマンドバスを運行している士別軌道株式会社に確認いたしましたところ、武徳老人クラブに通う方がデマンドバスを利用する日は、毎月3日、13日、23日の3日間と伺っております。この3日間については、学校へは午前8時までにバスが到着している状況です。

士別小学校では1時間目の授業の前に読書や漢字、計算プリントなどを使って学習する自主活動の時間を設けております。この活動は8時15分から行っていることから、バスの到着時間が遅くて学校の活動に支障が出ているという状況は確認がとれませんでした。

今後、何らかの理由で8時15分を過ぎてバスが学校に到着するような状況が見受けられる場合については、武徳地区の住民関係機関と再度協議が必要と考えておりますけれども、現在のところこういった状況がないものですから、改善については考えていないところであります。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 何ていうか士別小学校前のバス停って、ちょっと校門から離れたところにありますよね。なので、そのバスをおりてから校門を通過して教室に入って、そうしたらぎりぎりなんだということなのかなと思います。

そこら辺は地元の皆さんとも話し合っって、もし冬とかバスがおくれるということが頻発するようでしたら、また改善策もあると思いますけれども、基本的にはそうやって子供がお年寄りと一緒に相乗りすることはいいことだと思いますので、今後ともしっかりと送迎のほうをお願いしたいと思います。

それで、決算のあれですけども、来年の春に温根別中学校が閉校するんですけども、そして温根別地区の送迎体制が新たに組まれていくわけですが、今言った武徳みたいな路線バスを使った送迎体制とは、やはり別個に整備していくお考えですか。この点をお伺いします。

○委員長（粥川 章君） 須藤学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（須藤友章君） お答えいたします。

委員から今お話がございましたとおり、来年4月から温根別地区の中学生につきましては、士別中学校に通学することとなります。その際の通学手段についてでございますが、現在のところバスによる送迎を計画しておりますが、スクールバスという運行になるか、路線バスにな

るかという部分は現在協議を行っているところでございます。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） また時刻表を取り出していますけれども、士別軌道の温根別線は非常に複雑な運行体系でして、便数は少ないんですけれども、やはり運行体系がある中で初日にも取り上げましたとおり、非常に今路線バスが赤字ですから、なるべく生徒さんの動きに逆にその路線バスの時刻を合わせていくぐらいなふうに工夫できないかなとは思っているんですよ。

やはり私は、後でも述べますけれども、子供を実はドア・ツー・ドアで送ればいいというものではないんだと思っているんですよ。小さい子供は別ですけれども、やはりある程度物心ついてくれば、やはりバス停まで歩いて行って、バスに乗って、バスをおりたところからまた歩くというふうに自分で自己管理しないとイケない。ドア・ツー・ドアでは、やはり変な話、車の中でゲームをやっている方が何をやっている方が着くわけですから、やはりそういう意味で子供の少し自主性を育むような形での送迎ということも考えていただきたいと思いますが、最後に、この点について御答弁いただければと思います。

○委員長（粥川 章君） 須藤主幹。

○学校教育課主幹（須藤友章君） お答えいたします。

バスの運行に際しましては、中学生ということで、部活動の対応ですとか、また一般市民と一緒に乗車するといったことも今後検討して、学校、保護者の皆様の御意見を伺いながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 特に温根別から士別中学校ということになると直通のバスはありませんので、必然的に路線バスを使うと乗りかえが云々とかという話になってしまいますので、そこら辺、私の言うこともちよっときつ過ぎるかもしれませんが、今答弁いただいた趣旨でお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

同じ教育総務費で、学習振興事業についてお伺いします。

これは、昨年度の決算額が1,828万9,000円と2,000万円近く使っていらっしゃいますが、この事業の具体的な内容についてまず説明いただきたいと思います。

○委員長（粥川 章君） 伊藤主査。

○学校教育課主査（伊藤 勉君） お答えいたします。

本事業の内容についてでございますが、外国語活動における英語指導助手の派遣の経費、あるいは校外活動費、教材費、クラブ活動費、またスキーや水泳授業に係るバスの使用料、総合的な学習の時間に係る費用を支出をし、児童・生徒の学校生活に係る費用の負担軽減を図っている事業となります。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 英語のいわゆるAETの派遣費用だとか、小学校への配置費用だとか、それから水泳とスキーの関係、そして今答弁いただきましたけれども、父母負担の軽減ということをおっしゃっていましたが、この父母負担の軽減対策というものの具体的な内容についてお聞きしたいと思います。

実際は、教育委員会で決めるのではなくて、各学校現場で采配されているようですけれども、具体的にどんなものを指して父母負担軽減と言っているのかお答えください。

○委員長（粥川 章君） 伊藤主査。

○学校教育課主査（伊藤 勉君） お答えいたします。

運動会ですとか学芸会などの行事や、授業の中で使用する用品、例えば模造紙ですとかテープ、インクを初めとした学校や学級単位で使用する頻度の高い用品を購入する際に、保護者からその費用を負担いただく学校が購入することで、父母にかかる経済的な負担を軽減しているものです。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） そういった学校での消耗品というかは、教室に入ったら模造紙へいろんなことを、今月の目標とか何とか、子供の活動を記したいろんなものが張ってありますけれども、そういった用品というのはこういう財源でないといけないものなんですか。

聞き方が悪かったかな。それは例えばある程度国や道から補助されるとかそういうものではないんですね。

○委員長（粥川 章君） 伊藤主査。

○学校教育課主査（伊藤 勉君） そうした対象のものではございませんので、市で対応しているところでございます。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） そういった細々としたものは、市でやはり手当てしていかなければならないんだということになると思うんですけれども、学校で使うもの、できればいろんな公的負担があればいいなと思うんですけれども、現状としてそういうことだということですね。

それで、次に、水泳とスキー授業について取り上げたいと思います。

スキーについては、やはりスキー人口も減っている、子供も減っているということで、やはり小学校でもスキー授業は必須ですけれども、中学生になったらスノーボードも含めてやっていますけれども、やはりスキー人口を何とか確保していかなければならないと。水泳については、これはいろんなほかのスポーツとは区別して、やはり命を守るために、韓国でフェリーの転覆事故がありましたけれども、やはり韓国では水泳授業がなかったりすることなので、

水泳にもやはり力を入れていくと、命を守るためにやはり水に浮くことを覚えるということで水泳もどんどんやっていかなければならないと思うんですが、この水泳とスキーの要はボランティア指導員がおられますよね。それで、このボランティア指導員の登録人数、そして年間での延べ活動人数についてお伺いしたいと思います。

○委員長（粥川 章君） 武山社会教育課主幹。

○社会教育課主幹（武山鉄也君） お答えいたします。

水泳授業のボランティア登録人数でございますが、現在のところ9人でございます。昨年度実績につきましては、実活動人数としては8人、そして延べ活動人数としては105人となっております。

また、スキー授業のボランティアでございますが、登録者人数19人、昨年度の実活動人数につきましては10人、そして延べ年間活動人数については115人となっております。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 今、ボランティアといっても、その方たちには例えば交通費程度というか、そういう費用弁償的なものはお支払いしているということですか。

○委員長（粥川 章君） 武山主幹。

○社会教育課主幹（武山鉄也君） お答えいたします。

謝金としてでございますが、1回の活動当たり2,000円の謝金を支出をしております。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） それで、1回2,000円謝金をお支払いしてスキーや水泳を教えていただいていると。

それで、ちょっと提案なんですけれども、このボランティアの方たちの平日の活動は難しいかなと思うけれども、それでも学校に平日に来ていただいているとは思いますが、未就学児について、スキーや水泳をやっている保育園、幼稚園もあるので、ここに登録されている方もし来られる方がいれば、そういった未就学児にも教えていけばスキー人口も減らないというか、スキー人口を増やす対策にもなるし、水泳もやはり素人である保育士や幼稚園の先生だけが教えるのではなくて、指導員がちゃんと来ていただくということになればもっと充実する。

それで、幼保小連携と最近言いますけれども、小学校に入ったときにスキーや水泳で苦労しないということになると思うんですが、この点、実現の可能性というのはどう考えますか。

○委員長（粥川 章君） 武山主幹。

○社会教育課主幹（武山鉄也君） お答えいたします。

委員からは、今、小中学校のようにボランティア指導者の幼稚園や保育園の部についての派遣の御提案ということでございますが、もし実施するとなれば、小中学生と比べやはり幼児の対応では安全面の配慮から、これまでのボランティア派遣よりかなり多くの指導者が必要にな

ると想定されます。

現在も各学校からボランティア派遣希望を取りまとめをしておりますが、実は年々増加をしている状況の中で、ボランティア各個人の回数が多くなっていることから、現在のところでは新たな派遣は難しいと判断しているところでございます。

また、小学校に上がったときに苦労しないようにという前提でのお話もございましたが、こちらは御家庭での御判断もあるかと思いますが、就学前の子供たちが水泳やスキーを学ぶ環境としては、それぞれの協会が実施する教室とか民間が実施する教室もございまして、そこでは複数名の指導員が配置されておりますし、また安全面の配慮、技術指導体制も確立されておりますので、就学前児童につきましてはそのような機会を通じて水泳やスキーの指導を受けることを検討していただければと思っております。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 第2項小学校費及び第3項中学校費については通告がありませんでしたので、次に移ります。

第4項高等学校費について御発言ございませんか。渡辺英次委員。

○委員（渡辺英次君） それでは、私のほうから教育費の中で高等学校費ということで質問をさせていただきたいと思っております。

まず、第一に、今回当初予算で1,783万5,000円という予算がついておりまして、それに対して不用額が若干出ておりますので、その不用額の内容をお知らせください。

○委員長（粥川 章君） 伊藤東高等学校事務長。

○東高等学校事務長（伊藤佳子君） お答えいたします。

高等学校費に係る不用額についてでございますが、まず、使用料及び賃借料におきましては41万6,000円不用額となっており、その内訳といたしましては、パソコンリース料が29万4,000円、コピー使用料が6万3,000円、授業用バス借上料が4万8,000円、ハイヤー使用料が1万1,000円となっております。

次に、負担金補助及び交付金についてでございますが、152万3,000円の不用額となっており、その内訳といたしましては学校教育研究授業補助金が10万4,000円、全道・全国大会参加生徒への補助が9万5,000円、諸会議負担金が1万2,000円でございます。更に、バス通学費補助といたしまして131万2,000円の不用額となっており、その内訳といたしましては、士別東高校分が58万8,000円でございます。士別翔雲高校分が72万4,000円となっております。

以上でございます。

○委員長（粥川 章君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） ありがとうございます。

高等学校費におきましては、ただいま御答弁いただきましたけれども、バス通学の関係で翔雲高校の定期券購入等の補助ということもございまして、あとは大体、東高校にかかわる事業が多いのかなと考えております。

それで、今お話しいただいた中から読み取りますと、実際生徒数の減少による不用額が重立ったものなのかなと考えているところなんですけれども、そこで、まず25年度もそうですけれども、22年度ぐらいから生徒数の推移というのをお知らせください。

○委員長（粥川 章君） 伊藤事務長。

○東高等学校事務長（伊藤佳子君） 生徒数の推移についてお答えいたします。

平成22年度から25年度までの4年間についてでございますが、平成22年度は42名、23年度は22名、24年度は23名、25年度は20名となっております。

以上でございます。

○委員長（粥川 章君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） 22年度が42名ということで、その後23年度からは大体半数ぐらいまで生徒が半減しているんですね。それで、22年度に18名卒業しているようなので、その分やはり人数が減っているのかなと思うんですけれども、この23年度以降に半減した要因といいますか、この辺はどういうふうに捉えていらっしゃるでしょうか。

○委員長（粥川 章君） 菅井生涯学習部長。

○生涯学習部長（菅井 勉君） 要因ということでございますが、全体的に子供の数が減っていることもありますけれども、一概にこれだという要因はすぐには出てこないところなんですけれども、剣淵高校がかなり全寮制とかその部分で、全寮制と申しますか、特色ある教育とかをされている部分とかもございまして、更に、やはり東高校の教育の部分での希望という部分もあって減ってきているのかなというふうに考えております。

○委員長（粥川 章君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） それで、剣淵高校のお話もありましたけれども、この土別東高校なんですけれども、もともとは土別高校の分校という形で、上土別分校ということで昭和23年に設置されまして、その後、独立して上土別高校となり、そして、その後、今の東高校という形になっているのかなと思うんですよね。

それで、その沿革をずっと見ていきますと、相当古いときに現校舎が建てられたと思われるんですけれども、今の使われている校舎が何年に建設されたものなのかということと、小中学校におきましては、平成22年に小中学校適正配置計画ということで統廃合を含めた中で新たに校舎を建て直したりしているところではあるんですけれども、この東高校に対しまして、今後の校舎自体の建てかえとか、その辺のお考えというのはどのようになっていますか。

○委員長（粥川 章君） 菅井部長。

○生涯学習部長（菅井 勉君） ただいま校舎の経過年数の部分でございます。この部分につきましては、昭和34年から39年にかけて現在の校舎を建設しておりまして、一番古い部分につきましては、昭和34年に普通教室を4教室建てております。ですから、築後55年を経過しております。更に、35年に特別教室、更に37年に体育館、それから39年に特別教室3教室を建てた後、昭和40年から調理室、理科室等の改修工事を実施しているところであります。

更に、今お話のございました小中学校の適正配置の部分と、更に、東高の部分についてお尋ねがございましたが、東高の部分について建てかえとかそういう部分については検討しておりません。確かに老朽化しておりますけれども、建てかえの部分については検討しておりません。

○委員長（粥川 章君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） 現段階では建てかえの予定はないというお話かなと思います。

それで、先ほどちらっと答弁の中でお話が出ましたけれども、剣淵高校について、ちょっとこの際、少し紹介も含めてお話しさせていただきたいんですけども、剣淵高校も東高校同様3年後ですね、昭和26年に当時も同じように士別高校の剣淵分校という形で設置されております。その後、剣淵高校という形で独立をいたしました。当時は被服科という形と酪農科という形で高等学校のほうをスタートしておりまして、その後、全日制の過程をとりまして現在につながっているんですけども、農業と生活科ということで、高校の運営をやっております。

それで、パンフレットを見ますと、特に剣淵高校は、今は他市町村からも生徒が来るようになってきているということで、やはりそういった部分では、先ほどのあったその特色という部分では、やはり介護の部分でいうと介護福祉士の国家試験が受験できるようになる、そういった部分がやはりこれから介護の部分のニーズも含めて今の子供たちに評価されている部分なのかなと考えております。

それで、東高校に関しまして、私も特色を持った学校を更に前面に出していくべきではないかと考えているところなんですけれども、文科省で平成19年から発達障害の支援ということで、文科省でいろいろ事業を取り組んでおりまして、平成20年、21年と2カ年計画で士別東高校は高等学校における発達障害支援モデル事業というのを取り組んでおります。それで、一応その中身をいろいろ拝見させていただいたんですけども、いわゆる発達障害、障害を持った生徒の対応の仕方、高校での対応の仕方でありまして、あと今の現況で言いますと、小規模で10人未満ぐらいの生徒数で学校運営をしている中で、例えば、義務教育期間の中で集団生活になじみづらい性格であったりとか、不登校がちだった子も含めて今東高校に通っているのかなと思います。そういった部分で、今後も更に今の社会背景を見ていますと、どうしてもそういうなじみづらい子供が、まだこれからも継続しているのではないかということも想定されますので、そういった特色のある部分を更に前面に出して東高校の運営をしていただきたいたいと私は今考えているところなんですよね。

それで、東高校も卒業している子供たちのその後の就職等々を見ますと、やはり士別市内に就職されている方が大半でありまして、今後も士別のまち、過疎地という中で若い人たちが残っていける、そういった環境を整備することも非常に大切なことなのかなと思っておりますけれども、建てかえに関しましては今のところ予定はないということですが、今後、士別東高校におきまして、どういった位置づけといたしますか、将来像をどのようにお考えなのか、あれば御答弁お願いします。

○委員長（粥川 章君） 菅井部長。

○生涯学習部長（菅井 勉君） 士別東高校の位置づけ、あるいは今後の方針の部分でございますけれども、東高校の目指しているものとしましては、士別東高校だからできる教育、士別東高校にしかできない教育、これをモットーに、東高で学んでよかったと思えるような魅力ある学校づくりということで取り組んでおります。

具体的には、初めに一人一人を大切に作る学校ということで、全てのクラスが10人未満の少人数でありまして、少人数教育の利点を生かして、一人一人に目が行き届いた教育活動を行っております。

更に、じっくり学ぶことができる学校ということで、数学では2人以上の教員が連携、協力して指導するチームティーチングを取り入れ、生徒の理解度に応じて授業を進めているところであります。また、先ほど委員からお話もございましたが、国語と数学においては、中学校までの学び直しとなりますベーシックスタディーも取り入れて実施しているところであります。

更に、東高は昼間の中間定時制の学校であります。時間割につきましては全日制と同じ時間割を組んでおりまして、基本的には3年間で卒業することができます。更に介護員の資格の取得を希望する場合につきましては、4年生に進級してその資格のカリキュラムも用意してございまして、その分につきましても準備は整えているところであります。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） 今、御答弁いただいたとおり、そういった形の運営がされているということで、私も認識はしております。

それで、専門的な分野で前面にもうちょっと前を出して運営をするべきではないかという、その考え方なんですけれども、まず、先ほど来から剣淵高校と比較をするような形にはなってしまうんですが、剣淵高校は当然同じように町立で運営されているんですけれども、まず、剣淵町のホームページを開いたらそのトップページに剣淵高校のことにつながるようにリンクもされていますし、紹介もされています。士別東高校に関してはないんですよね。ないということ、あと学校の紹介のところで士別の市立の小・中学校、高校に関して学校名、住所、電話番号は入っているんですけれども、東高校も同じようにホームページとかついているんですよね。せっかくついているものを、できたらやはり市のホームページからリンクしていけるようにでありますとか、そういった部分の配慮も教育委員会のほうでされてはいかがかと思えます。そういう部分もないということです。

それで、今後、今のところ建てかえがないといったお話がありましたけれども、上士別分校から始まりまして、ずっと今に至って上士別に学校があるわけなんですけれども、今後、例えばそういったような、ちょっと人になじみづらかった子供でありますとか、そういった子供に入学していただいて東高で見るとなった場合に、やはり地理的に市街地からちょっと離れているということも考えられまして、東高校は一応、校区というか通学対象としているのは全道全域なんですよね。そうなった場合に今の社会的にはちょっと僻地に寄り過ぎているのではないかな

という考えも持っています。

これまで上士別の住民の皆さんもたくさん支援していただいて、運営されてきたというのはもう重々わかっているんですけれども、できたら通っている子供たちが通いやすい環境というのも今後検討していただきたいと思うんですけれども、現段階では建てかえのお話はないといったことなんですけれども、今後は、例えば生徒数がもう少し増えるような学校になっていくのであれば、その辺はどのような見解でしょうか。

○委員長（粥川 章君） 菅井部長。

○生涯学習部長（菅井 勉君） 東高の今後目指す方向といたしましては、剣淵高校のような専門性の部分という部分については、学校ともきちんとまだ協議もしなければならぬ部分もございますけれども、そのようなことではなく、やはり東高のニーズというのはきちんとあると思っておりますし、そういう意味では東高で本当の少人数のきめ細かい授業の体制、それから先ほど委員からお話もありました特別支援教育のモデル校としまして、その訓練を受けた教員の方も現在もおられますし、ずっとその指導方針も引き継いできております。

そういうことで、生徒が本当に東高でしっかり学んで卒業していけることを考えておまして、更に東高の就職の部分、あるいは進学の部分で申し上げますと、最近4年間で申し上げますと全員就職、進学されておまして、きちんと羽ばたいていかれておりますし、卒業された生徒にあっても、卒業後も東高でフォローをさせてもらっているところでもあります。

それから、移転する場合の地理的な部分のお話でしたが、その部分につきましては大変難しい部分というか課題でございまして、この辺については、今後いろいろな角度から十分検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） わかりました。ありがとうございます。

小規模校ということで、人数も通われている子供の数も確かに少ないのは少ないんですけれども、この地域にそういった子供たちが通える学校というのも実質少ないのが現状でありますから、どうもなかなか話にも出てこないと、ちょっと先がどういうふうになるのかなと不安になる部分があるんですけれども、ぜひともしっかりと存続していただいて、少ない数の子供でありますけれども、しっかりと社会に向けて成長していけるような環境をつくってもらえるような教育体制の確立をお願いしまして、質問を終わります。

○委員長（粥川 章君） 第5項社会教育費について、御質問ございませんか。

国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 博物館・公会堂開館事業についてお伺いします。

博物館、私もこの議場でも何度か取り上げていますけれども、3年前にリニューアルされまして、その後、入館者のほうも増えたということが言われておりますが、まず、この入館者の推移についてリニューアル後の実績、できれば今年度の途中までもし数字がありましたら願

いしたいと思います。

○委員長（粥川 章君） 池田博物館長。

○博物館長（池田政幸君） お答えいたします。

博物館のリニューアルに関しましては3年経過いたしました。博物館に来ていただいた方々からは、明るく見やすい展示になったと好評を得ております。

ただいまお尋ねの年間を通しての入館者数につきましては、平成23年度7,157名、24年度7,253名、25年度は9,273名と着実に増加しております。25年度が前年度比較約2,000名の増加をしておりますが、これにつきましては市民の方々が少しでも足を運びやすい場所での開催と考えまして、生涯学習情報センターいぶきを会場に選んだ結果と考えております。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 今年度の途中までは特にデータとしてはないですか。今年度の上半期というか、特にないですか。

○委員長（粥川 章君） 池田館長。

○博物館長（池田政幸君） 申しわけありません。今年度の途中経過につきましては、一応手元にちょっと資料を用意していないんですけども、私の記憶の中では10月末現在、一応5,000人ちょっとという、そういう状況になっております。

○委員長（粥川 章君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 結構です。

昨年度の数字ですね、成果報告書の73ページの下に書いてあるんですけども、確かに答弁でおっしゃったとおり、いぶきで開催した分が3,125人いるということで、それを算入して9,273人というふうにおっしゃっていますけれども、博物館本体で見ると小・中学生が2,106人、高校と一般の大人が4,042人と、合わせて6,148人になるのだと思いますね。それで、これは、昨年度はこの他会場というふうにいぶきの分も入れていますが、それ以前の年度はこのいぶきでは開催していなかったというか、博物館本体というか博物館の住所でいうと西士別の博物館に来た人だけを入れていて、そのいぶきの分は入れていなかったということなんですか。

○委員長（粥川 章君） 池田館長。

○博物館長（池田政幸君） いぶきでの開催につきましては、リニューアル前の22年度も実際に開催しております。いぶきの部分も24年度以降、先ほど御説明しました23、24、25年3年度分、全てこれはいぶきの利用者も入っております。

○委員長（粥川 章君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） それでしたらいいと思います。ですから、リニューアル後は大体1日平均の人数で見るのが一番いいと思うんですけども、大体1日平均23人ぐらいで来て、昨年度はいぶきの会場も入ると1日30人ほど、私が電卓で計算したら1日30.7人程度ということなんですけれども、だから昨年度は結構顕著な伸びが見られるという分析でよろしいですね。

それで、博物館については、実は夜間開館を非常に熱心に取り組まれていたということで、雪明りミュージアムとかナイトミュージアムとか名前はいろいろなんですけれども、こちら辺、この何カ年か取り組んでこられたと思うんですよね。このナイトミュージアムというのは大体今まで何回やってきたのかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（粥川 章君） 池田館長。

○博物館長（池田政幸君） 夜間開館につきましては、これまで7月にカルチャーナイト、8月にナイトミュージアム、2月には雪明かりミュージアムと年3回ほど開催しております。

○委員長（粥川 章君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） そして、私もなるべくその夜間開館のときは行くようにはしているんですけども、最初なかなか来る人が正直言ってすごく多くはなかったんですけども、年度末ですね、前年度末に2月ですか、3月でしたか翔雲高校の卒業式の日だったと思うんですけども、その日に夜間開館をしたら非常に多くの人が集まって、私はちょっと初めて博物館の周りの駐車場から路上から全部車でいっぱいになって、初めてそういう光景を見たんですけども、具体的にはどういうことをして成功したのかということをお聞きしたいんですけども、どんなふうなことをして成功したんですか。

○委員長（粥川 章君） 池田館長。

○博物館長（池田政幸君） 本年の3月1日、雪明りミュージアムの開催につきましては、ミュージアムということでミュージシャン3名、士別の方、和寒の方、あと札幌からと3名に来ていただいて、たまたまそのうちの1名が翔運高校の卒業生ということもありまして、そういうことで実際に高校を卒業した方、あるいは市内出身ということで親戚の方々含めて、実は120名ほどこのミュージアムを聞きに来ていただきまして、そのほかに雪の上を歩くスノーシューのウォーキングですね、それも約10名ほど参加いただきまして、合計でその日だけで130名ほど博物館のほうにおいでいただいたということで、今、委員おっしゃったとおり、冬場で駐車場も狭くなるところ、駐車場も満タンになりまして、あと駐車場から下の道路も交通整理も必要なぐらいのような状況になったと、一応そういう状況でございます。

○委員長（粥川 章君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 本当にだからいろいろこの決算委員会の中でも、市の施策についてマイナス面もあり、プラス面もありいろいろですけども、この博物館は最後、年度末に夜間開館で大きな成功をおさめたということは、この場で私からも非常に褒めたたえたいと思います。

それで、最後に、博物館がちょっと今年度になってからという面もあるんですけども、市町村の間で連携の動きが出ています。具体的には、名寄や下川といったところとスタンプラリーをやったり、あるいは展示品を貸し借りというんですか、下川で展示したものをこっちでやるとかというふうな市町村の連携が生まれていますけれども、そういった経緯というのは前年度から伏線があったとか、その経緯についてちょっと、もしそういった伏線があればお話いただければと思います。

○委員長（粥川 章君） 池田館長。

○博物館長（池田政幸君） お答えいたします。

近隣市町村の施設との連携につきましては、まず23年度4月リニューアルオープンの時点から、まず名寄市の北国博物館から御協力をいただきまして擦文土器、これを展示させていただいております。この展示をしながら天塩川流域の古い時代の説明を日々行っております。

また、北海道博物館協会や道北地区博物館等連絡協議会が主催する巡回展の際には、近隣市町村の各施設と、日程や展示内容の調整を行ってまいっております。また、更に各施設の独自事業を行う際においても、展示品の貸し借りや相互の情報交換を行いながら、よりよい事業効果を上げるために各施設の職員が努力をしてまいった成果であると考えております。

以上でございます。

○委員長（粥川 章君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 本当にその市町村連携の影響というのは、実は士別だけでなく、近隣の町村に郷土博物館的なものがあるんですけども、郷土資料館ですか、やはり私が他町村の教育委員会の方と話していて、やはり郷土資料館になかなか来館する人がいないと。だけど、士別の博物館や名寄の博物館がハブになってくれれば、そこで例えば剣淵から資料を借りて展示してもらおうとか、そういう形でお互いにうまい循環が生まれて、町村の郷土資料館も有意義に使えるんだというふうなお話を伺っていますので、ぜひ今後とも小さな町村なんかともうまく連携して、展示物の充実を図っていただきたいと思います。

終わります。

○委員長（粥川 章君） 他に発言ございませんか。井上久嗣委員。

○委員（井上久嗣君） それでは、社会教育総務費の学校支援地域本部事業について質問をさせていただきます。

平成18年に施行されました教育基本法の中には、学校、家庭、地域が一体となって地域ぐるみで子供を育てることが重要であるということが規定されまして、その流れから平成20年、学校の要請に応じて必要な支援を地域のボランティアが行う体制を構築し地域ぐるみで学校を支援していく、いわゆる学校支援地域本部事業というのが始まっております。

本市も、もちろん取り組んでおりまして、24年度までは全士別市を単位とする本部という形で行われておりましたが、この25年度から中学校区単位、6本部制という形で行われておりますが、まずは、その6本部に各地域ごとに分けて行われましたこの学校支援地域本部事業の主な内容と実績をお話しいただきたいと思います。

○委員長（粥川 章君） 武山社会教育課主幹。

○社会教育課主幹（武山鉄也君） お答えいたします。

6本部ごとの内容と実績ということでございますが、まず士別中学校、士別小学校、中士別小学校を校区としております士別市北地区学校支援地域本部につきましては、主なものとして本の読み聞かせや街頭指導、また部活動指導など延べ734人の実績がございます。

また、南中学校、南小学校、西小学校を学校区とする南地区の学校支援地域本部につきましても、本の読み聞かせ、街頭指導、部活動指導やあと学校の花壇整備など909人の実績がございます。

また、上士別中学校、上士別小学校を学校区とする上士別地区の学校支援地域本部につきましては、米づくり指導や学校行事支援、街頭指導、あとは学校の窓ふきなどの校舎整備、延べ159人の実績がございます。

また、多寄中学校、多寄小学校を学校区とする多寄地区学校支援地域本部につきましては、稚魚放流などの学校行事支援、そして校舎の外壁清掃、部活動指導など延べ407人、温根別中学校と温根別小学校を対象校とする温根別地区学校支援地域本部は、たこづくりや子供太鼓の指導、校舎ガラス清掃など延べ128人、朝日地区の朝日中学校、糸魚小学校区を拠点とする学校支援地域本部につきましては、学校菜園の指導や地域学習支援、部活動支援など延べ749人です。

また、先ほど国忠委員にも御答弁いたしました水泳授業の支援、これは全本部共通の数字でございますが、今申し上げました数字の内数でございますが105人、そして水泳授業の支援につきましては115人、全体で延べ市全体としては3,086人の学校支援があったという実績になっております。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 非常に多くのいわゆるボランティア中心にお手伝いをいただいていると思います。延べで今ちょっとわかればいいですけども、延べ3,086人でした。実際に重複して何回もお手伝いいただいているので、登録されている全体の人数とかはわかりますでしょうか。

○委員長（粥川 章君） 武山主幹。

○社会教育課主幹（武山鉄也君） お答えいたします。

登録人数、実際には実人数というお話であると思いますが、学校支援の取り組みにつきましては、それぞれの学校の支援の活動ということで、例えばPTAの活動とか、あとはもともとあった街頭指導の部分とかということがございまして、延べ人数の集計は実はさせていただいているんですが、実人数については、スキー、水泳につきましては実数を把握しているんですが、ちょっとそのほかについては、今は数字のほうは把握していないという現状になっております。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） これね、例えば私も南小学校の読み聞かせなんかもずっと10年ぐらいかかわらせていただいておりますが、例えばそういうのも、もうデータと一緒に合算していただいているということなんでしょうけれども、新規にこの事業、特に中学校区6本部制にしてからまたかかわっていただいた方も多いかとは思いますが、なかなかこの学校支援本部事

業、結構地域的にばらつきがありまして、全国的にいろいろ進んで活発にやっている先進地もたくさんございますが、なかなか本市の場合、この25年度はちょうど中学校区単位としたばかりですからまだまだだと思いますが、かかわっている方には支援本部事業があるというのをわかっていらっしゃるんですけども、ほとんどの市民はまだ理解度が低い。

現実には今私が参加している例えば読み聞かせのサークルの方も、学校支援本部事業としてやっているという認識も正直言ってないという部分がありますので、その辺の企業、地域住民含めて、これからもっと認知度を高めていくべきかと思いますが、その辺の認識はどうお考えでしょうか。

○委員長（粥川 章君） 武山主幹。

○社会教育課主幹（武山鉄也君） お答えいたします。

市民への本事業の周知がまだ低いのではないかというお話でございます。今、現在の事業の周知方法としての御答弁をさせていただきますと、平成25年度は市広報の6月15日号におきましてボランティア募集の周知、そして新聞報道等でも12月のスキー授業の支援の活動が始まったときには事業の周知をさせていただいております。

また、1月に全戸配布で実はチラシのほうを配布させていただきましたが、学校支援便りというものを昨年から配布をさせていただいて事業の周知を行っているところですが、委員お話しのとおりこの地域支援本部というものが多岐にわたるものですから、なかなか市民の方の部分としてじっくりくるものがないという部分もあると思いますので、今後とも広報もしくは学校の便り等々も活用しながら地域の方が支援する活動のほうを広げていきたいと考えております。

また、企業の部分のお話も今いただきました。これまでも企業の方の学校支援の取り組みもあったと思いますが、今後とも北海道家庭教育サポート企業が士別には多くございますので、その方への事業の周知につきましてもとり行っていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 今年2年に1回の議会側の道外調査の年でありますけれども、2年前にも、この議員さんの中でも何人か同じ常任委員会で行っておりますけれども、結構いろんな先進地で非常に活発にやっているところがたくさん参考事例があるかと思えます。私からは、今でも教育委員会としては当然御存じかと思いますが、そういったこともぜひ今後参考にしながら、特にただ子供たちにいわゆるボランティアさんを含めて全て与えるというか提供するというだけではなく、子供さんたちの自主性ですとか創造性を生かすような形を地域の方等を含めてボランティア意識ですとか、子供たちの地域事業に関する参加意識を高める非常にいい事業だと思えますので、そういった部分では、先ほどの企業とか地域の方にこの事業を知っていただいた中で、まさにサポートしていただきながら学校を支援していくという形に、今後、先進事例等含めてぜひ参考に進めていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（粥川 章君） 武山主幹。

○社会教育課主幹（武山鉄也君） お答えいたします。

先進事例を参考にとということの御提案でございます。委員お話しのとおり、道内に限らず全国にはさまざまな先進事例、学校支援の方法がございます。もちろんその全てを取り入れるということにはならないんですけれども、当市の地域性というものもございます。その地域性を十分生かした取り組みについて取り入れられるものについては鋭意検討して参考としていきたいと考えております。

また、毎年札幌市で北海道教育活動支援フォーラムというものが実施されておまして、その中で道内の先進事例、または全国の先進事例も紹介されながら研修を行っている会もございまして、今後ともそのような研修会、もしくは教育局等々とネットワークを生かしながら情報収集を行うことによって地域人材、地域資源も生かした取り組みが展開できるよう情報を収集していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 決算を見ますと、国からの予算はわずか29万円ですけれども、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 第6項保健体育費について御発言ございませんか。松ヶ平哲幸委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 保健体育費の学校給食センターの管理運営に限って1点だけ御質問をさせていただきます。

学校給食センター管理費で不用額が164万3,000円、これは栄養士の未採用による減ということになっているんですけれども、この25年度の給食センターにおける栄養士の配置計画と25年度の実績というのを教えていただきたいと思いますので、お願いします。

○委員長（粥川 章君） 河口学校給食センター主査。

○学校給食センター主査（河口光輝君） お答えいたします。

栄養士は2名の配置となっておりますが、平成25年2月から8月末日まで勤めていた栄養士が退職し、2名体制から1名体制になりました。その後、5回応募がありませんでしたが、先月応募があり採用となったところです。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 松ヶ平哲幸委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 5回募集をしたんだけどなくて、応募があって先月ということで相当、26年度も未採用という形になっているという実態なんですけれども、25年度のだけに限って言えば8月に退職された以降、栄養士が1人減になったということで、現場での対応、業務に不都合はなかったのかどうか、そこをお伺いしたいと思います。

○委員長（粥川 章君） 河口主査。

○学校給食センター主査（河口光輝君） お答えいたします。

現在、給食センターでは事務職員2名、栄養教諭2名、栄養士2名、正職員の調理員が2名、非常勤の調理員が21名在籍しております。栄養士の仕事といたしましては、栄養教諭が立てた献立に基づき献立表や調理作業の行程表の作成、食材の発注及び在庫管理、納入食材の確認、給食の調理場内での調理作業の指示や衛生管理、給食の味、状態などの確認を行っています。

欠員時の対応といたしましては栄養士が主に献立表の作成や食材の発注を行い、正職員である調理員が栄養教諭の指示のもと調理場内における調理作業の指示や衛生管理、納入食材の確認等を行い、1名いる栄養士と協力し合いながら業務を行ってまいりました。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 長期間、栄養士が1名いなくても、要は業務が回っていたということなんでしょうか。それとも、有資格者である栄養士というのは、ほかの方でカバーできるものなのかどうなのか。栄養士という資格を持っているからこそ、お願いをしてやっている業務だと僕は思うんですけども、その人がいなくなって栄養士以外の方がカバーできるというのが、ちょっとそこら辺がわからないので、実際にほかの人で業務をやって本当に支障がなかったのかどうか再度確認したいと思います。

○委員長（粥川 章君） 河口主査。

○学校給食センター主査（河口光輝君） お答えいたします。

給食センターの調理場におきましては、栄養管理の面から、主に食材の洗浄などを行う区画と調理などを行う区画ということで仕切られております。それぞれにつきましては管理栄養士である栄養教諭がおりますので、その指示に基づき施設の調理場などの管理などを行ってまいりました。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 菅井生涯学習部長。

○生涯学習部長（菅井 勉君） ただいまの御質問でございます。

専門的な分野というのはございます。今、担当主査から御答弁さしてもらいましたが、給食センターの中では、前処理の部分とといいますか、調理する前の材料を洗ったりする前処理の部分と、それから実際に調理する部分と大きく2つに分かれておりまして、それぞれの場所が連続した場所ではございません。そこで、実際調理作業をする上での衛生管理とか、あるいは食材の内容をきちんと点検するとか、傷みぐあいとか、あるいは実際に調理するときの作業の方法とか、その部分につきましては調理師ではなく専門の知識を持った栄養士が対応しなければならない部分でございます。

栄養教諭が2人おりますが、栄養教諭につきましては南小学校と士別小学校が本来の勤務地でございます。2人の栄養教諭が献立を立てます。その献立に基づきまして、市の臨時の栄養士が実際に献立に基づきまして調理の行程表をつくったり、あるいは食材を発注したり、在

庫管理をしたり、先ほども申しましたが、納入食材の確認とか非常に細かい部分がございます。栄養教諭につきましては、本来業務は各小学校、中学校において栄養や食育に係る授業を行うのが本来の業務でございます。

そこで、昨年の9月から1人市の栄養士が欠員になっておりますけれども、その部分につきましては栄養教諭がカバーしたり、あるいは正職員の調理師がカバーしてきたところでありまして、どうにかやってきたという部分でございますので、決して1人で大丈夫だということではないというふうに考えております。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） そういうことで、必要だということでは、まあまあよくほかの職員の方でカバーをしてやっていただいたということでお礼を言わなければいけないんですけども、それだけ募集をしても応募がないという実態でいけば、今、士別市に栄養士という資格を持っている方が総体的にいるのか、いらっしゃらないのか。

実際に応募をする担当だったところだからあえてお聞きをしたいと思いますが、具体的に士別市民で何人栄養士の資格を持っている人がいるかはわからないと思うんですけども、実際に働いていただけるという栄養士というのは総体的にいるものなんですかね。ちょっとそこら辺をどう押さえているかなんですが。

○委員長（粥川 章君） 河口主査。

○学校給食センター主査（河口光輝君） お答えいたします。

潜在的な栄養士の資格者についてでございますが、人数などについては現在は把握しておりません。実際、募集の担当ということでしている中で感じることにいたしましては、実際子供が小さいなど、どうしても家庭の事情などがありまして、勤務する人が難しいということで実際応募するのをためらっている方がいるというふうに聞いております。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 管理者側として嘱託職員の採用については、予算を確保しながらでも、実際に応募をして働いてくれる方がいらっしゃらないということになれば、これはいくら予算だけ確保したとしても、そのツケは全部現場に行っていますので、特にここらの給食センターの栄養士だけに限ったことではないんですが、有資格者の職員、嘱託職員だと思うんですけども、長期間募集してもいないという現状を踏まえていけば、そうするとこれは正職化も含めて考えていかなければいけない、そういったことも含めて、今、これは決算なので答弁は結構ですけども、しっかりと現場と協議する中で対応を求めていただきたいということで、質問を終わらせていただきます。

○委員長（粥川 章君） 他に御発言ございませんか。国忠崇史委員。

○委員（国忠崇史君） 児童・生徒大会参加交通費助成事業についてお伺いいたします。

この事業ですけれども、もともとマニフェスト事業、牧野市長の1期目のマニフェストにあった事業でございます。それで、昨年度までで3年間この事業を実施されて、途中でバスの規格等について事業の拡大も1回あったということです。

昨年度当初予算では200万円の予算を組んで、不用額調によると、申請件数が見込みを下回ったことによる減が発生して28万7,000円の不用額が出ています。この申請減と申請件数が見込みを下回ったということについて、要因等についてお聞かせ願います。

○委員長（粥川 章君） 佐藤スポーツ課主査。

○スポーツ課主査（佐藤寛之君） お答えいたします。

児童・生徒大会参加交通費助成事業につきましては、利用団体数、利用回数、それから助成の金額ともに若干の増加傾向にございます。これは平成22年度にこの事業を開始いたしましてから、これまでに利用団体の皆さんに広く制度の内容が浸透してきたということが一番の要因というふうに考えられますが、平成24年度と25年度に、それぞれ制度を一部見直しをいたしまして、複数の団体が乗り合わせて利用する場合の要件について若干緩和をさせていただいたこと、それからジャンボタクシー、通勤バスなどの少人数で利用する場合の助成率、これが若干負担が大きかった部分がありましたので、これを平準化をさせていただいたところで、こういった利用しやすい制度に見直しを図ってきたことも、この制度の利用増加につながってきたものというふうに考えてございます。

そこで28万7,000円の不用額についてでございますが、予算編成時は前年度の実績から新年度における利用の増加、あるいは減少を見込んで推計をしておりますが、平成25年度につきましては、助成率を上げましたジャンボタクシーと通勤バス、この部分の利用増を見込んで200万円の予算を組んだところでございます。その見込みどおりに、長距離から近距離の大会までほぼ全ての区分でジャンボタクシー、通勤バスの利用の増加が見られました。この影響もありまして、往復50キロから120キロの近隣大会での利用が大きく伸びたところでございます。その一方で、それ以外の部分の利用が若干落ちまして、全体で28万7,000円の残額が生じるといった結果になったところでございます。

予算編成に当たりましては、各種大会の開催地も一定ではございませんし、地区大会、それから支部大会の結果によっては次の大会の出場機会にも影響してきますことから、交通費助成の活用状況がこれは左右されるということでございます。正確な事業費を見込むことは難しいという面がございますが、利用実態に見合った適正な予算規模となるように配慮してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） この前の定例会で渡辺英次議員が一般質問で、部活が特に土別中学校だと思わんですけれども、部活の数が減る可能性がある。児童、生徒のスポーツの種目や合計の団体数は減る傾向にあるんですけれども、この大会への参加交通費助成については、事業が浸

透してきたから今後も維持するしというような考え方だと思うんですけども、ちょっとその前提として競技別に見た場合に、この大会参加交通費の利用についてばらつきはあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○委員長（粥川 章君） 佐藤主査。

○スポーツ課主査（佐藤寛之君） お答えいたします。

前年とほぼ同様に多くの団体に利用いただいております。平成25年度は38団体、60回の御利用をいただいたところでございます。内訳といたしましては、一番多いのが、バスケットボールが7団体で11回の利用ということになってございます。次いで野球の5団体で利用回数が6回というふうになっております。その次がバレーボールで4団体、7回というような利用状況になっているところでございます。

一方で、以前は利用がありましたウエートリフティングですとか、少林寺拳法、これらの団体につきましては25年度の利用がなかったというような状況でございます。それぞれ1団体の利用回数に偏りがございますが、これは先ほども申しましたが、出場する大会数の違いですとか開催場所の違い、また大会結果に左右された結果というふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 今の答弁では、要は球技ですね、球技の団体の利用が多いんだということですよ。ウエートリフティングや少林寺のような、ある意味個人の競技での利用は減ってきているということかと思えます。

ここからちょっと持論に入るんですけども、私はこの参加交通費、大会参加交通費3回に今年度から増やしたということについては、予算委員会で申し上げましたけれども必ずしも賛成ではないんです。それは、1つには、この前年度に不用額が出ているということもあるんですけども、やはり年間2回の利用を3回にするというときに、こういったドア・ツー・ドアの送迎を3回ともつけることはないんじゃないかと。拡大した分は、例えばJRだとか路線バスに乗っていくと。それでおりましたところから乗りかえるなり歩いていきなりして、なるべくは児童、生徒もそういった団体行動をするということでないといけないのではないかと。これを予算委員会で申し上げました。

やはり市の考えとしては、結局今年度からこれを年間2回を3回にしたというのは、単に子供議会で中学生の議員さんから言われたということだけが原因ではないと思うんですよ、もちろんね。だから、それなりに3回に増やした根拠というのは、この28万7,000円の不用額があっても、それでもやはり3回に増やす意味はあるんだということをして市で根拠があると思うんですよ。ちょっとそこをどんなふうに思っているのか、いま一度コメントをいただきたいと思うんですが。

○委員長（粥川 章君） 坂本スポーツ課主幹。

○スポーツ課主幹（坂本英樹君） お答えいたします。

昨年の決算審査においてもお答えしたところでありますが、いま一度この事業の制度形成の経過について触れさせていただきたいと思えます。

大会遠征時にほかの自治体が交通手段として自治体保有のバスを利用している状況をごらんになられた保護者の方から、ぜひとも士別市でも同様の対応をと求められたところから始まりました。しかし、本市のバスの保有台数が少ないことや各団体の大会遠征の回数も非常に多く、同様の対応は困難であったことから、利用団体の負担は伴いますが、ほかの自治体と同様の交通手段であるバスまたはタクシーの利用等に対して補助を行う方法で要望に応じてきたところでもあります。

また、この助成制度を多く利用する小・中学校に対しまして、公共交通機関を利用した場合のということで聞き取りを行った経過がございます。主な意見としましては、交通費がかさみ個人の負担額が増える、また、指導者や引率者不足から公共交通手段を利用した際、子供たちの把握ができなくなるおそれがある、また乗り継ぎなどに時間を要し事前の練習時間を確保できなかつたり、試合時間に間に合わないケースがあるなど多くの声をお聞きしたところであります。

委員御提言の公共交通機関の利用をこの助成にも適用するべきではないかということも御理解するところではありますが、本事業の目的が子供たちのスポーツ、文化活動の推進であることや、一番には利用団体が活動しやすい制度として今後も進めていく必要があるということで回数の変更、また現行の制度のままで今後も進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） こういった遠征だとか大会参加も子供のスポーツ文化活動の一環だということですが、より大きくいえば教育の一環ですよ。だから、私はドア・ツー・ドアで送迎をつけてしまうと、要は子供たちは中でわーっと大騒ぎしようとするスマホをやっていようと何だろうと着くんですよ、体育館の前まで送ってくれるから。だけど、士別の子供に今不足しているのは、そういう乗り物に乗り合わせて妊婦さんに席を譲るとか、おじいちゃん、おばあちゃんに席を譲るとか、そういう体験ができないんですよ、士別の子供は。都会の子供は意外にそういうことはしています。だから、私が言いたいのは、例えそういうスポーツ団体であっても、年間2回はいいですよ、ドア・ツー・ドアの送迎をつけても、でもなるべく3回目はそういうふうに乗合わせる体験もして、教育の一環であるこういうスポーツ文化活動をチームワークも育てながらやってくださいと、そういうのが本当の教育的な態度だと思っているわけです。

だから、不用額がありながらやはり事業を拡大していくというのは、本当はやはり健全なやり方ではないと思えますので、そこはちょっと私もその点だけは指摘させていただいて、質問を終わります。

○委員長（粥川 章君） 他に御発言ございませんか。斉藤 昇委員。

○委員（齊藤 昇君） 教育費についてでございますけれども、スポーツ合宿推進事業についてお聞きしたいと思います。

25年度合宿の入り込み数は347団体、延べ人数で1万7,602人だった。25年の3月定例会の市政執行方針の中で、合宿の里づくりについて、8月のモスクワ世界陸上に向けた陸上競技選手や26年2月のソチオリンピックに向けたスキージャンプ選手の強化合宿などの誘致を進めるとしてございましたけれども、種目別、大会別にその結果をまずお知らせ願いたいと思います。

○委員長（粥川 章君） 坂本主幹。

○スポーツ課主幹（坂本英樹君） お答えいたします。

まず、平成25年度の主な種目別の合宿実績ということで報告させていただきますが、まず陸上競技におきましては74団体、延べ8,001名の合宿実績がございます。陸上の内訳として実業団につきましては53団体、延べ4,853名、大学につきましては17団体、延べ2,473名、高校生につきましては4団体、延べ675名という実績となっております。

続く競技としましては、ウェートリフティング競技になりますが、実績としましては2団体、延べ76名という実績となっております。

スキーにおきましては174団体になりまして、延べ5,148名となっております。バレーボールにおきましては46団体で延べ1,799名ということで、委員おっしゃいましたとおり、トータルの合宿実績としましては、総計としまして347団体、延べ1万7,602名の合宿実績となっております。

続きまして、大会別の合宿実績について触れさせていただきます。陸上競技につきましては、サフォークランド士別ハーフマラソン大会やディスタンスチャレンジ士別大会等々の大会合宿ということになりまして、団体数は31団体、延べ1,002名の合宿実績となっております。ウェートリフティングにおきましては、北海道選手権兼国体北海道予選会の大会合宿ということになりまして、実績は7団体、延べ134名となっております。スキージャンプにおきましては、全日本サマージャンプ朝日大会の出場で4団体、延べ62名、サッカーにおきましては、サフォークランド士別少年サッカー大会の大会実績としまして16団体、延べ987名となっております。全てのスポーツ大会における25年度の実績ということになりますが、総計としましては84団体、延べ3,593人の合宿実績となっております。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） それぞれのスポーツ施設などを有効に活用するためにも、合宿の誘致や大会などの開催を積極的にやっていく必要があるし、士別でも一生懸命それらに精力を注いでいるということはわかっているところでもございます。

これらの誘致活動や合宿受け入れ等にかかわる旅費などの経費976万1,000円の内訳はどのようになっているのか、この際お聞きしたいと思います。

○委員長（粥川 章君） 坂本主幹。

○スポーツ課主幹（坂本英樹君） お答えいたします。

スポーツ合宿推進事業費の976万1,000円の内訳についてであります。まず報償費としましては47万8,000円の支出がございます。主な支出の内容につきましては、合宿関係者への士別の農産品の贈呈等の費用となっております。

続きまして、旅費につきまして91万9,000円の支出となっております。支出内容につきましては、箱根駅伝等の合宿招致活動の旅費ということです。

続きまして、需用費の支出は251万8,000円となっております。主な支出内容につきましては、士別にお越しの合宿者への歓迎会等の費用ということです。

役務費は8万9,000円でございます。支出の主な内容は、監督、選手等の好成績を残された方々への祝電の費用ということになっております。

続きまして、使用料及び賃借料ですが、97万6,000円の支出がございます。こちらは旭川空港間士別までの送迎体制のバスの借上料の支出が主な支出となっております。

最後、負担金補助及び交付金でございますが、478万1,000円でございます。合宿の里士別推進協議会の補助金、それとゴルフ場一般開放事業費の補助金の支出が伴っているところでございます。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） 合宿の里士別推進協議会がゴルフコースの一般開放事業を行っていて、市でも補助をしているところでございます。これは400万円以上出していると思うんだけど、順天堂大学の合宿もゴルフ場でのトレーニングが契機となっていることでもあります。

また、合宿のみならずスポーツ団体のトレーニングや市民のランニングやウォーキングに役立っていると思いますけれども、25年度の事業費と利用者数、加えて健康増進のため多くの市民に利用してもらいたいのでありますけれども、利用者の内訳はどうなっているのかお知らせください。

○委員長（粥川 章君） 坂本主幹。

○スポーツ課主幹（坂本英樹君） お答えいたします。

ゴルフ場の一般開放の実績についてであります。25年度の実績は419名の御利用がございました。内訳としましては、合宿団体の利用で186名、一般の市民の御利用が233名となっております。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） 市でもゴルフ場に、先ほども言いましたけれども、補助を出してゴルフ場も一般市民に対する開放、これもやっていただいているんだけど、実績からいくとまだまだやはり少ないのではないかという気がするんだけど、こういうゴルフ場を一般に利用できるような取り組み、これはもっと利用してもらえるようにPRなり、働きかけ、これを

すべきではないか。

やはり市が出しているお金というのは大きいお金ですよ。400万円を超えるお金でございますから。だから、この点はもっと市民にPRする、それが士別のゴルフ場もPRすることにつながると思うんですよ。ここに支配人もおりますけれども、この支配人から言わせるよりも、私から言ってあげたほうがいいのではないかと思うんですけども、この点はいかが考えておられるのでしょうか。

○委員長（粥川 章君） 坂本主幹。

○スポーツ課主幹（坂本英樹君） お答えいたします。

ゴルフコースの一般開放のPRにつきましては、この間、士別市の広報や新聞記事の掲載、またフェイスブックも活用しながらPRを行っているところでございます。

また、合宿の団体の宿泊先にも一般開放の情報を掲示させていただきながら、各選手にも周知徹底を図っているところでございます。

今後におきましても、あらゆる歓迎会とかで監督、コーチにも士別にはこのようなコースがあるんだということも直接お伝えしながら、周知徹底を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） それから、道内の中でも1人幾らというスポーツ合宿補助金を制度化している市があると聞いておりますけれども、これらについてどういう補助を出しているのか、わかればお答えいただきたいのと、士別市でもこれらについてどう対応していこうとしているのか、この際承っておきたいと思います。

○委員長（粥川 章君） 坂本主幹。

○スポーツ課主幹（坂本英樹君） お答えいたします。

委員のお話のとおり、道内のある自治体では、合宿団体に対しまして宿泊料や航空代の補助を行っているところがあるとお聞きしております。しかし、本市におきましてはこのような対応は行っていないところでございます。ただし、合宿者が練習されるスポーツ施設を無料提供していることを初め空港間の送迎対応、また他市ではほとんど行われていない道外合宿チームに対する歓迎会など独自のスタイルで支援を行っているところでございます。

しかし、2020年東京オリンピック、パラリンピックの開催の決定を機に、合宿の招致合戦は激しさを増してきている状況であります。これまで以上に魅力ある合宿地を目指すためにも、このような補助を含めた合宿受け入れ体制を検討するときが来るかもしれませんが、現時点においては直接的な補助は行わず、合宿の推進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） スポーツの合宿、オリンピック、パラリンピックなど、事前合宿誘致における宿泊や飲食などの直接的な経済波及効果、あるいは子供たちへの教育、スポーツ振興など地域活性化効果はどの程度になるものと捉えているのか、この際お知らせいただきたいと思えます。

○委員長（粥川 章君） 坂本主幹。

○スポーツ課主幹（坂本英樹君） お答えいたします。

3月の予算審査特別委員会でも触れさせていただきましたが、本市の合宿における経済効果につきましては、この間しっかりとした指標や分析がないことから、正式な経済効果となると不明な状況であると思われます。

現在、北海道教育大学札幌校教育臨床専攻准教授の石澤伸弘先生が合宿における経済効果について研究を始められており、来年度中には研究発表が行われるようなスケジュールであるとお聞きしております。また、石澤先生が合宿の先進地として取り組んでいる本市に強い関心をお持ちいただいております。今月中に一度来市していただくようなことで御連絡をいただいているところでございます。

本市としましては、合宿の取り組みにおいて地域の活性化や経済効果を高めていくためにも、しっかりとした現状認識と分析の上で進めていく必要があると考えておりますので、関係団体等の協力をいただきながら、石澤先生の研究に協力をさせていただき、また市民総意のまちづくりとしてスポーツ合宿を推進してまいりたいと考えているところでございます。

このような取り組みの推進によりまして、委員もお話がありましたとおり交流人口等も増えるなど、さまざまな角度から地域の活性化が図れるものと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） 今答弁もございましたけれども、ハーフマラソンを初めとした各種のイベントやスポーツ合宿、これらの誘致は士別に対する経済効果や士別市の宣伝にもつながるといふふうに思うんだけど、25年度における合宿推進招致事業とスポーツ施設利用促進の具体的な政策はどのように取り組まれたのか、それぞれの事業の狙いと効果についてどう総括されているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（粥川 章君） 加納合宿の里推進室長。

○合宿の里推進室長（加納 修君） お答えをいたします。

スポーツ施設促進の具体的な政策事業、狙いと効果ということでございます。

1つは、スポーツ施設の促進の政策や事業につきましては、合宿の里ステップアッププランに沿った施設整備を行っていきたく思っております。市民や合宿者が利用しやすい環境づくりを進めまして、市民にも大いに利用していただきたいというふうに思っております。

具体的な内容を申し上げますと、平成26年度、今年度でございますけれども、翠月に低酸素トレーニングシステムというものを設置をいたしまして、合宿選手の利用、あるいは将来的に

は市民の利用も考えてございます。また、27年度以降にはウェートリフティング場の整備、あるいはそれに伴った市民のトレーニングセンター的なものを整備をしまいたいというふうに思っていますし、陸上競技場、3コースから8コースの部分がまだ未整備でございますので、この部分の改修あるいはバリアフリー化というところも視野に入れてございます。また、合宿選手については新たなランニングコースを整備してほしいという要望もございまして、これにも着手していきたいというふうに思っております。

事業の狙いと効果ということで、ステップアッププランでは、基本方針の視点ということでしっかり位置づけをされております。1つ目には、合宿者にとって恵まれた自然環境、また安全でおいしい食材など土別の魅力の全国、世界への発信ということ。2つ目には、歴史ある合宿地として経験を生かしつつ、陸上競技、スキージャンプ、トライアスロン、ウェートリフティングを中心とした合宿強化を、土別らしい個性を發揮して国内外からの合宿を受け入れると。3点目には、おおらかな人柄と温かな歓迎で合宿の受け入れを行い、人とのつながりを大切にしながら市民総意のまちづくりをしていくということでございます。

合宿の効果や期待ということでありますけれども、1つは交流人口の増加によるまちの活性化、これは非常に大きなものかなというふうに思いますし、地元の子供たちの競技力の向上、できればオリンピック選手を輩出できれば素晴らしいことかなというふうに思いますし、市民のスポーツ意識の高揚といったところ、それから地域力の高揚というような大きな効果や期待もございまして。

合宿の里づくりステップアッププランに沿って、合宿の聖地を目指して着実に進めていきたいと思っておりますし、合宿を進めることでさまざまな効果が生まれるというふうに期待をしておりますし、健康スポーツ都市宣言都市として関係者の御協力を得ながら元気なまちづくりを進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） もう1点、つくもサッカー場についてお聞きしたいと思いますけれども、サッカー場の25年度の利用状況はどうであったのか、あるいは合宿での利用者数と、どのような団体が利用したのか、その内容をお聞きしたいと思います。

○委員長（粥川 章君） 坂本主幹。

○スポーツ課主幹（坂本英樹君） お答えいたします。

平成25年度の天塩川サッカー場の利用者につきましては、1万895名の御利用がありました。内訳としまして、練習での目的の使用が6,665名、大会の利用としまして4,230名という利用実績となっております。

また、合宿ということでの利用団体の御質問についてであります。平成25年度におきましては4団体、延べ272名が土別で合宿を行っているという状況になっております。1つ目の団体は道北地区の合同練習で、対象は中学生の団体、また2目が和寒から美深間の小学生の合同

合宿練習、3つ目が岩見沢市の高校の合宿、それで最後になりますが、4つ目が市内のサッカー団体の合宿ということになっております。ただ、4団体のうち当天塩川サッカー場を御利用いただいていた合宿というのは2団体ということになっておりまして、利用人員としましては延べ183名の御利用となっております。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） 士別市内に宿泊して合宿を行っている団体が、実際の練習は剣淵や名寄のグラウンドで行っていると。その理由は、つくもサッカー場は利用させてもらえないということでもあります。これは事実であるのか。あるとすればどのような理由なのか。交流試合なども全然できないということをお聞きするんだけど、この件はどのような支障があったり、どんな理由で利用させないことになっているのか。

○委員長（粥川 章君） 坂本主幹。

○スポーツ課主幹（坂本英樹君） お答えいたします。

過去におきましては、市外からの合宿を受け入れていた経過がございます。しかし、平成20年に市外の高校合宿を受け入れた際、その高校の呼びかけによりまして近隣の高校が総合同練習という形で行われた経過がございます。また、その合宿の内容が悪天候の中で数試合の練習試合が行われた経過がございます。高校生ということで強い脚力の上で雨天時の使用ということ、また長時間にわたる使用であったため、広範囲にわたりサッカー場のピッチが荒れてしまい、二、三週間利用を中止しながら復旧作業を行った経過がございます。もちろん、使用が中止ということになりましたので、その後の利用を予定されていた団体にも不便をかけた経過がございます。

また、当施設は大人のコートで最大3面、小学生用のコートで5面しか確保できないことから、合宿団体が多く利用することで地元のサッカーチームが有効に利用できないなどの声も寄せられた経過がございます。ほかにも、本市においても大きな大会となっておりますサフォークランド士別カップ少年サッカー大会に向け、サフォークランド士別サッカークラブより、よりよいコンディションづくりを要望されたことや、河川敷であるために土壌もよくなり芝もさほど強くないピッチ条件となっております。多少の雨でも利用を控えていただくなど、利用における制限も設けて現在使用をしていただいている経過がございます。

このような結果や施設の状況を踏まえまして、まずは市民の御利用が第一という視点から、平成22年から市外からの利用を控えているというような状況でございます。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） 一方では合宿の里づくりを標榜しながら、そういうスポーツ施設なんかも大いに使っていただきたいという、そういう整備を図っていくのが市のやり方ではないですか。何か高校生が入ってやったら芝が傷んだからだから断っているんだというのは、そんなやり方

が合宿の里士別と言えるんですか。

これはやはり施設を活用すれば、傷むのは当然、それなりに傷むに決まっているではありませんか。陸上競技場だってあれだけの改修をやって、そして、合宿に利用しているではありませんか。今も申しあげましたけれども、合宿の里づくりをまちづくりの柱に据えている士別市にとって極めて残念だと思えます。これは教育委員会の方針なのか、それから市長の方針なのか、この点、もっと柔軟に利用者の立場に立って考えるべきではないかと思うんですけども、これは市長はこういう実態をおわかりになっているんですか、評判を落としていますよ。市長にもこの点は答弁をいただきたいし、教育長自身にもこの際、見解を賜っておきたいと思えます。

○委員長（粥川 章君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君） つくもサッカー場の利用についてお答えを申し上げます。

ただいま担当のほうから御答弁申し上げましたように、とにかくサッカー場が河川敷であるために非常に土の状態もよくないということで、かなりそのメンテナンスには苦慮をしていると。最近、特に渇水状態でほとんど雨が降らない状況が続いたり、そういうことがあって芝が赤く変色するような事態が起きるといことが非常に多くなっている状況です。

それで、一般の部分、3面あるんですけども、その部分、工夫をしながら一部の部分を何らかの形で、当初は市民団体、市内の方にもほとんどお貸しをしないような状態に来ておりましたが、保育所、幼稚園等からも立派な芝のサッカー場を整備しても、その感触を子供たちが味わえないというのはいかなものかというふうな御指摘もいただきまして、しっかり多くの市民にも使えるような格好にはいたしたところでございます。

ただし、夏の時期が利用集中するために、どうしてもサフォークランドサッカー大会以外にも中体連ですとか、さまざまな大会があつて、それらの部分でしっかりと2面等を確保するというようになると、外部からの利用を制限せざるを得ないという状況になっていると。

委員御指摘のように、合宿の里を標榜してさまざまなスポーツ施設を国内外の方に御利用いただき、利用人数を拡大をするという視点からすると、サッカー場の部分については非常に残念な状況ではございますけれども、このサッカー場については御承知のとおり、名寄河川事務所を中心とした国の事業によって造成されたという部分もございまして、更に単費でサッカー場の拡大をしていくということも非常に難しい状況でもございますので、今の中で何らかの形で3面をうまく循環させるだとかという方向を検討しながら、可能であれば市外団体の利用についても若干拡大をするようなことができれば、そういう方向で対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（粥川 章君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 斉藤 昇委員から、サッカー場の利用の問題について御質問をいただきました。

2020年の東京オリンピック、パラリンピックに向けまして合宿の里づくりを進めていますこの士別市が、もう歴史あるまちでございますから、その聖地を目指しましてこれからもステップアップを踏んでいくということについては市民の皆さん方の御意見を伺い、議会の皆様方にもその案をお示しをさせていただいて、これからも順次進めていくところであります。

士別には、大会を催せる例えばこの天塩川サッカー場、あるいはふどう野球場、どちらもこの芝について言えば、芝の養生をしっかりと図って管理、運営されているということで、例えばふどう野球場にとってみれば、昨年、日ハムのイースタンリーグがございましたけれども、監督、社長含めてこの芝はすばらしいという、こういうお話を伺っています。あるいは、あの野球場について、みよしなどからも子供たちが来て交流試合も行うのでありますが、みよし市においてもあれだけの芝の上で子供たちは野球できませんと、こういうお話も伺っています。

天塩川のこのサッカー場についても、まさに緑の絨毯といっても過言でないほどすばらしい管理運営がされております。年1回ありますサフォークランド士別のサッカー大会、みよし市、あるいは静岡県裾野市からも来ていますが、裾野市の監督は、子供たちにこれだけの緑の上でサッカーをさせてあげたいから毎年来ているんですと、こういうお話も伺って非常にうれしく思っています。

やはりこの2つの緑の養生について言えば、一つは、それぞれの大会は年にある程度日程が決まっていますから、それに合わせてしっかりした芝の管理を行うということで、私どもも体育協会に相当な額を支出をして管理運営を行っていただいています。例えば天塩川のサッカー場については、斉藤 昇委員の今回の御指摘をいただきまして、先ほど担当から答弁いたしましたとおり、平成20年までは貸し付けをしていたというお話であります。そのときに非常に悪天候の中ということで、相当ピッチが傷んでその後の大会だとか練習に差し支えがあったということでありますから、貸し付ける以上はしっかりとやはりルールを守っていただくということはやはり必要ではないのだろうかということで、やはり雨の日は練習を控えていただくとか、そういったルールが必要だろうと。それで、あそこは3面とれるということであります。あの芝のサッカー場を1面今例えばつくるとすれば、おおよそ3,000万円ほど必要になりますと、こういうお話であります。

私が申し上げたのは、先ほど教育長からも答弁いたしました。1面については士別の児童、生徒、小・中・高校生の皆さん方が交代に時間配分の中で練習をしたり、あるいは合宿される方々についても時間割の中で開放したり、これからやはりそういうようなシステムをしっかりと作りながら、一方では芝の養生をしながら、大会に向けてしっかりした会場も確保する、そういう形で少し柔軟にこれからの対応をさせていただきたいと、このように考えている次第であります。

○委員長(粥川 章君) まだ質疑が続いておりますが、ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

(午前 1 時 5 8 分休憩)

(午後 1 時 3 0 分再開)

○委員長(粥川 章君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

保健体育費の質疑を続行いたします。

御発言ございませんか。

ないようですので、次に移ります。

第11款公債費から第13款予備費については、通告がありませんでしたので、次に移ります。

平成25年度診療施設特別会計から平成25年度工業用水道事業特別会計までの各特別会計について、一括して質疑を行います。御発言ございませんか。大西 陽委員。

○委員(大西 陽君) それでは、特別会計の国民健康保険事業についてお伺いいたします。

本会計については、収入総額は国保支払準備基金、これを全て1億2,306万1,000円でありまして、繰り入れをして総額で26億9,600万円でございます。一方、歳出が27億1,900万円ということで、結果2,270万円の収支不足が生じております。この分を26年度歳入からの繰上充用金によって対応するということではありますが、この中で不納欠損額、1,785万7,000円ございます。この事由としては生活困窮が70.9%、それから倒産、廃業等が27.6%、それから居住不明、いわゆる居所不明が1.5%ということになっております。

一方、収入未済額については6,043万円となっておりますけれども、その収入未済額の要因の内訳、それから、この対策についてまずお伺いをいたします。

○委員長(粥川 章君) 岡田市民課主幹。

○市民課主幹(岡田詔彦君) お答えいたします。

収入未済額につきましては、現年度課税分が894万円、滞納繰越分が5,149万円となっております。この要因につきましては、生活困窮が主なものでありますが、国民健康保険制度は、国民皆保険体制の基盤となっております、人口構造や産業構造の変化の影響は最後の受け皿である国保に強くあらわれ、失業者や退職者を初めとした所得が少ない方が多く加入し、低所得者軽減を受けられる世帯は全体の半数を超えている状況であります。また、加入者の年齢構成は非常に高く、60歳から74歳までの方が全体の半数以上を占めている状況であります。このことから国保制度が抱える問題も多く複雑で、直ちに健全化を図ることは非常に困難な課題であると考えます。

対策といたしましては、現年度分のみならず滞納繰越分につきましても、国民健康保険税滞納者に係る措置の取扱要綱に沿って対応しているところですが、例えば特別な理由もなく納付がない場合につきましては、他の被保険者との負担の公平性を確保するため、有効期間が短い短期被保険者証に切りかえるなど税務課との連携を強化しながら、納税相談の機会を確保して世帯の状況把握に努めております。

新たな滞納世帯を増やさないことを最優先に考えまして、納税者の生活実態を把握しながら

分割納付や徴収猶予の措置を講ずるなど、個別にきめ細かな納税相談を行い、収入未済額の減少を目指しているところです。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 25年度の収納率は何%でしょうか。

○委員長（粥川 章君） 岡田主幹。

○市民課主幹（岡田詔彦君） お答えいたします。

25年度現年度分につきましては98.41%となっております。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 昨年が97.48%と、恐らくこれは全道一の収納率だというふうに理解していますけれども、間違いないですか。

○委員長（粥川 章君） 岡田主幹。

○市民課主幹（岡田詔彦君） 25年度、北海道の市の35市の中では一番ということで、23年度から25年度まで継続して1位となっております。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 道において収納率向上を含めた北海道国民健康保険広域化等支援方針第2期の概要というのを出しております。

この内容についてと、あわせて士別市としての対応はどのようにするのか、この辺についてお伺いしたいと思います。

○委員長（粥川 章君） 佐々木市民課長。

○市民課長（佐々木幸美君） ただいまお話にありました北海道国民健康保険広域化等支援方針についてでございますが、今、道としましては平成25年から5年間の5カ年計画ということで、今、第2期が実行されております。こちらは道内の市町村国保の事業運営の広域化、また財政の安定化を推進するために北海道が策定した市町村に対する支援方針となっております、この方針の主なものの一つといたしましては、広域連合の設立の推進を図ることなどが挙げられておりますけれども、既に3つの広域連合が設立されておまして、空知中部、大雪地区、後志広域連合がそうでありますけれども、国保事業広域連合としての位置づけで運営いたしておまして、道はこの設立の推進までのその過程における支援を行うといたしているものであります。

また、士別市としてどういう部分でこちらにかかわっているかとお尋ねでございましたけれども、市町村の国保が広域的な徴収を取り組み、こちらに関係市町村との連携を図るような意味合いもありまして、収納率の向上、また医療費の適正化対策事業に取り組む市町村がこちらのほうに対しては、北海道の調整交付金によりまして財源支援が行われているという部分に

なっております。士別市国保におきましても、第1期、平成20年当初からこの道の収納率向上対策特別事業、また医療費適正化事業に関しましては積極的に取り組んでおりまして、この交付されました交付金については財源といたしまして有効活用しているところであります。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 収支不足は2,270万円と出ておりますけれども、これは端的に言うと、収入未済額6,000万円あるわけですから、これはもう少し収納率を上げれば、繰上充用金の処理をしなくて済んだというふうに思います。

もう一つ、繰上充用金でまだ理解不足で申しわけありませんけれども、地方自治法で認められているということでありまして、これは第2回の定例会で市長の専決事項として報告をされて承認をされておりますけれども、行政で言う、いわゆる会計年度独立の原則から見てどうかと。この件については例外とされておりますけれども、余り好ましい処理ではないというふうに個人的に考えますけれども、この件について見解をお伺いしたいと思います。

○委員長（粥川 章君） 佐々木課長。

○市民課長（佐々木幸美君） お答えをいたします。

現在、士別市国保におきましては、地方税法、また国民健康保険法、市の国保税条例に基づきまして、世帯の状況を十分勘案した上で国保税の減免措置のほか低所得者、非自発的失業者の軽減措置、また分割納付だとか徴収猶予、こちらの措置をあらゆる措置を講じながら、市民課におきましては国保税滞納者に係る措置要綱というものがあるんですけれども、こちらに沿って、例えば特別な理由もなく国保税を納めていない方には、他の納税者との公平性を欠きますので、公平性を確保するため有効期間の短い短期被保険者証の交付に取り組み、また税務課側におきましても滞納整理ガイドラインに沿って滞納整理を行うなど、個々の事情に配慮した上で納税相談の機会を確保しながら部内連携を図り、適法な中で収入未済額の改善に努めているところではあります。

収納率も先ほど岡田主幹のほうから説明申し上げましたが、25年度収納率につきましても前年度比0.53ポイント上昇しているわけですが、依然高い収納率を維持しておりまして、この結果、そうは言いつつも収入未済額現年分894万円、滞納繰越分5,149万円と合わせて6,043万円と、前年度より1,717万円下回ったものの22.1%減少となり、でも、この決算結果につきましては、被保険者の方々の納税意識の高さとか納税努力があつてのことと認識をいたしているところではあります。この現年度分の収納率、こちらについて調定額が5億7,175万円、これに対して未済額894万円、占有率としまして1.56%になるんですけれども、新たな滞納世帯を生まないように、また年度内完納に向けて早い段階から機会を捉えて未済額の改善に努めてきたところでありますけれども、更なる収納率の向上という部分におきましては、なかなか被保険者の世帯事情を考慮いたしますとき、現状では厳しい段階まで来ているかなと捉えているところではあります。

どうしても当初予算から、今年の場合26年度1億5,800万円の収入不足が生じておりましたので、そこにまた2,200万円の繰上充用金ということになると、1億8,000万円収支不足が生じ、6月議会のほうで9,000万円の税率引き上げを行わせていただき、また一般会計からもその負担増の軽減を図るために9,000万円繰り入れをさせていただいて、今、26年度は進んでいるわけですが、繰上充用、専決処分により5月末日の出納閉鎖をもって行わせていただきましたが、これはやはり非常的な手段だという認識は当然持っております。ただ、地方自治法上赤字で繰り越すわけにはいきませんので、26年度の歳入を充用いたしまして収支均衡を図るような体制を取らざるを得なかったという状況になっております。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 結果的に、この収支不足が生じたということをもって掛け金の引き上げにつながったというふうに、一般の市民の方はそういうふうに思うわけですが、全く原資がなくてやむを得ないということであれば、やむを得ないんですけれども、先ほど言うように未済額がありますから、結果論で申し上げて申しわけありませんけれども、これをもう少し進んでいけば、この繰上充用金の処理もしなくて済んだということで申し上げているので、その辺の見解についてどう思うかということです。再度お願いします。

○委員長（粥川 章君） 法邑市民部次長。

○市民部次長（法邑和浩君） 国保の加入世帯、これは全世帯の3分の1程度の世帯数でございます。国保以外の一般市民の方から見ますと、この6,040万円収入未済があるという中で2,200万円の赤字ということで、これは繰上充用せずには何とかしたのではないかというような御意見も当然あるというふうには理解をしているわけでございます。ただ、国保につきましては、加入者の医療費、これをみんなで支え合うという医療保険制度でありまして、例えば市民税なんかであれば所得を基準に算定されまして、一定の額に達しなければ非課税といったようなことになるわけですが、国保の場合についてはそうではなくて世帯割なり所得割なり、平等割といったようなことで一定の軽減措置でありますとか、あるいは災害とか生活保護を受けた場合の減免といったようなことはありますけれども、通常は非課税ということではないということになります。

それで、先ほど答弁も申し上げましたけれども、加入者の約半数の世帯が低所得層にありまして、その軽減の対象になっているという実態がありまして、その多くの加入世帯においては、国保の実質的な負担というのは大変大きいのではないかというふうに考えております。

こうした中で現年度の収納率も全道1位ということで、非常に頑張らせていただいている面もございます。そんな中でどうしても1世帯で納めていく、納付するといった場合についてはどうしても限りが出てまいりますので、またことしの納税が終わるとまたすぐに次年度の納税ということで、滞納繰越分がどうしても減っていかない状況にあるというのも御理解願いたいというふうに思います。

また、今回繰上充用ということで措置をいたしましたけれども、これは根本的に財源が不足しているといったようなことでありまして、これまで医療費に見合います税率設定を抑えて基金でその赤字の穴埋めをしてきたとあって経過もありました。それで歳入自体が足りていなかったという面もございます。また、この2,200万円の繰上充用金については、これは全額一般の市民の方の、要は国保以外の方の税金から賄うというわけではなくて、これは翌年度から借りた財源ですので、これは今年度返さなければ基本的にはならないということで、26年度の収支不足見込額とこの繰上充用額の2,200万円を合わせまして6月に約1億8,000万円の財源を確保できるように税率改定も行ったところでありまして、今後、国保の健全な財政運営が図られるよう、一般会計での負担額も含めてでありますけれども税率改定を行ったところでありまして、被保険者これは更に負担を背負っているということでありまして、そんな状況であるということで御答弁させていただきます。

○委員長（粥川 章君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 先ほど言ったように不納欠損額の70%が生活困窮ということになっております。それで、今後高齢化に伴って医療費が上がっていくことは当然予想されることでありますし、相互扶助ですからお金がないからと医療行為を受けられないということにはなりませんので、今後収支不足が生じたときに税率改正をするんだということではなくて、根本的なこの事業の見直しを含めて検討すべきだというふうに申し上げまして、私のほうの質問を終わります。

○委員長（粥川 章君） 次に、水道事業会計及び病院事業会計については、通告がありませんでしたので、以上で項目別質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

（午後 1時49分休憩）

（午後 2時00分再開）

○委員長（粥川 章君） 休憩前に引き続き審査を続行いたします。

平成25年度決算全般について御発言ございませんか。松ヶ平哲幸委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 私のほうから2点ばかり確認を含めてお伺いをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、一昨日の大西議員のほうから質問がありました市民税の中でなおかつ滞納についての関係であります。

答弁の中で誠意の見られない滞納者に対しては、強制を含めて執行をしているという答弁がありました。この際ですので、その強制執行と言われる部分、どういう種類でどの程度のものなのかお伺いをしたいと思います。この強制執行に当たっては最近各自治体でもいろんな議論がありまして、強制し過ぎると、ひど過ぎるといったマスコミ報道もありますので、幸い士別

市にはそういう事例も出てきていないようではありますが、実際この強制執行というのはどの程度なのかお伺いをしたいと思います。

○委員長（粥川 章君） 古川税務課主幹。

○税務課主幹（古川 敬君） お答えをいたします。

市の財政状況が厳しい中、自主財源である市税の確保は基本でありますので、その強化策として、市税等収納対策推進本部会議の設立や滞納整理ガイドラインを定めております。特に、平成21年度からは滞納処分の強化を図っている状況であります。

そこで、強制執行いわゆる滞納処分についてであります。内訳としましては預貯金や確定申告のときの国税還付金、給与、事業経営者の売掛金などの差し押さえと交付要求があります。交付要求は、例えば銀行が不動産の抵当権に基づき裁判所に訴え、強制換価手続を執行される場合は、その手続に参加し配当を要求する制度であります。

過去3年間の実績につきまして申し上げますが、国保税を含む市税一般で申し上げますが、平成23年度は件数が85件、市税に充当された配当金額が約301万5,000円、平成24年度は件数が79件で配当金額が約276万8,000円、平成25年度は98件で配当金額が約633万4,000円で、このうち初めて不動産公売を実施し99万4,000円の配当があったところであります。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 今のその最後にあった不動産が99万4,000円とあったんですけれども、この不動産の処分は、具体的にどういうふうに処分されたのかお伺いしたいと思います。

○委員長（粥川 章君） 古川主幹。

○税務課主幹（古川 敬君） お答えいたします。

今申し上げました不動産公売につきましては、市が単独で不動産を公売し、その配当金が99万4,000円あったということになります。

○委員長（粥川 章君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 競売して売ったということですね。

○委員長（粥川 章君） 古川主幹。

○税務課主幹（古川 敬君） もう一度申し上げます。済みません。

不動産を差し押さえをしまして、インターネットで公表し売却をしたということになります。

○委員長（粥川 章君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） そうするとインターネットでやった部分ということで、その部分も含めて25年度が600万円を超える滞納処分ができて配当があったということで、23、24、25と伸びていけばいいというものではないんですけれども、そういった意味で強制執行に当たって、しっかり徴収をしているということで安心をいたしました。今後も引き続きお伺いをしたいと思います。

もう1点なんですけれども、もう1点は、昨日の井上委員の成人病健診センター事業のうち

の総合健診、いわゆる人間ドックについて質問があって、答弁がこれは病院のほうからもあったんですけども、その答弁の中で、井上委員の質問の中で一般市民が申し込んでもなかなかいっぱいだとれないという現状があると。そのわけはということで、病院のドクターの関係もあるんでしょうけれども、年間に人間ドック総合健診を受診する総体の数がどうしても減ってきていると。よって、なかなか希望者に沿って受診ができないという答弁もあったんですけども、この市民がなかなか受診できないという状況の中で、士別市の行政の職員も総合健診ということで士別の健診センターで受診をされているというふうに思うんですけども、この行政の職員に限っての年間の健診センターで総合健診を受けられている数なんかを教えてくださいたいと思うんですが。

○委員長（粥川 章君） 鴻野総務課長。

○総務課長（鴻野弘志君） お答えをいたします。

本市の職員の総合健診、いわゆる人間ドックでございますが、25年度では328人がその該当となっております。このうち316人が受診をいたしまして、この316人全員が本市の成人病健診センターで受診をしているという状況でございます。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 一般市民の方がなかなか受診をできないという状況の中で、やはり行政の300人を超える職員が受診をされているという経緯からすれば、これは決して行政の職員をいじめるわけではないんですけども、やはり優先順序でいったら一般市民をやはり先に受けさせてはどうかと。健診センターができる前までは、行政の職員は旭川の病院等々を含めて総合健診を受けていたわけでありまして、うちの士別市の健診センターがそういう実態であるとするならば、申しわけありませんけれども、行政の職員が士別市の健診センターと同等の検査科目があって、なおかつそのほかで受けられたデータが事業主である士別市のほうに入ってくるという契約さえ結べれば、申しわけないんですけども、その行政職員は健診センターからほかの施設へということはひとつできないものかなというふうに思うんですが、その考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（粥川 章君） 鴻野総務課長。

○総務課長（鴻野弘志君） お答えをいたします。

健診センターの利用の積極的な観点ということから申し上げまして、実は職員に対しては健診センターでというようなことで進んでまいりました。しかし、今、委員からおっしゃられますように、それが市民の皆様にも迷惑がかかるようなことであれば、これは委員が今おっしゃられましたように、この総合健診につきましては本市では旭川市立病院、それから旭川厚生病院、ここと業務委託契約も結んでおりますので、今後についてはそちらへの受診の誘導、あるいは健診センターにつきましても実は春先については受診率が比較的少ないということがございます。こういったことを含めまして職員の検診体制、総体的に検討してまいりたいと、こ

のように考えております。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 他に御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（粥川 章君） 御質疑がないようですので、以上で平成25年度各会計決算認定12案件の質疑を終了いたします。

それでは、これより採決に入ります。

まず、認定第1号 平成25年度士別市一般会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。本案については原案のとおり認定すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（粥川 章君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号 平成25年度士別市診療施設特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。本案については原案のとおり認定するものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（粥川 章君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第2号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号 平成25年度士別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。本案については原案のとおり認定すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（粥川 章君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第3号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号 平成25年度士別市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。本案については原案のとおり認定すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（粥川 章君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第4号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号 平成25年度士別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について採決

いたします。

お諮りいたします。本案については原案のとおり認定すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(粥川 章君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第5号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号 士別市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。本案については原案のとおり認定すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(粥川 章君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第6号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号 平成25年度士別市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。本案については原案のとおり認定すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(粥川 章君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第7号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号 平成25年度士別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。本案については原案のとおり認定すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(粥川 章君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第8号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号 平成25年度士別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。本案については原案のとおり認定すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(粥川 章君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第9号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第10号 平成25年度士別市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について採

決いたします。

お諮りいたします。本案については原案のとおり認定すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(粥川 章君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第10号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第11号 平成25年度士別市水道事業会計決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。本案については原案のとおり認定すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(粥川 章君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第11号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第12号 平成25年度士別市病院事業会計決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。本案については原案のとおり認定すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(粥川 章君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第12号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。付託案件に対する委員会の報告については、委員長に一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(粥川 章君) 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○委員長(粥川 章君) 以上で付託案件の審査は全て終了いたしました。

これをもって決算審査特別委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

(午後 2時15分閉議)

○委員長(粥川 章君) (登壇) 委員長退任に当たり、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

平成25年度決算を審査する決算審査特別委員会が11月5日から本日までの3日間行われ、委員の皆様には真剣かつ熱心に審査に当たっていただき、また、理事者、関係部局の皆様には審査の円滑な運営に御協力いただきましたことに心からお礼を申し上げます。

今回の決算審査は、議会改革検討特別委員会において総括質問のあり方について議論を進めてきた結果、従来の方式を変更し、事前通告による科目別の審査を試行的に実施したところがあります。私は委員長の任は初めてでありますことから、いささか不安もありましたが、十河副委員長初め皆様の御協力により本委員会の全ての日程を終えることができました。

理事者の皆様には本委員会での議論をしっかり受けとめられ、今後の市政執行に活かしていただきたいと思います。

報道関係の皆様には迅速かつ正確な報道に取り組んでいただきましたことに心から感謝を申し上げ、まことに簡単ではありますが、委員長退任の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）（降壇）

以上、本委員会のでん末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名する。

平成26年11月7日

決算審査特別委員会

委員長 粥川 章

副委員長 十河 剛志

署名委員 出合 孝司

署名委員 国忠 崇史